

東久留米市 避難所運営マニュアル



平成25年12月

東久留米市市民部防災防犯課

～はじめに～

自然災害は、いつ起こるかわかりません。

いつ発生するかわからない災害に対して、私たちは事前に準備をしておくことで災害による被害を少しでも小さくすることができるのではないのでしょうか。

これまでの災害の教訓から事前に地震などによる被害と、その状況をイメージしておくことが防災の上で大切なことだと言われています。

- 災害が発生したときに、自分や家族の身の安全を、どのように守るのか。
- 倒壊家屋からの救出など、地域の人たちと、どのように協力していくのか。
- 地域と行政がどのように協力し、役割分担するのか。

などについて、それぞれが具体的なイメージを、どれだけ共通のものとして持つておくことができるかが最も大切なこととなります。

避難所は、災害の直前、直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たします。地震等で住宅が被災され居住できない場合には、市が当面の生活を支援するために避難所を開設します。

本避難所運営マニュアルは、各避難所における地域の実情を踏まえたマニュアルづくりや運営の際の一助となる指針として作成しました。

地域のつながりが最大の防災となります。

できる備えは、「いつか」でなく「今」から、

「誰か」でなく「ご自分」から始めてください。



東久留米市市民部防災防犯課

避難所

避難は最後の手段です。

大きな地震が起きた

○ 火事などの危険がない。



● 役所・警察・消防から避難の指示があった。
● 火事が広がってきて危険になった。



一時集合場所へ避難
(小・中学校、近所の公園)

- ・ 近所の人たちが集まって様子をみる場所
- ・ 集団で避難するための身近な集合場所

危険で一時集合場所に行く余裕がない。

○ 一時集合場所が安全

× 一時集合場所が危ない



避難場所に避難(大きな公園・広場)

火事の危険から身を守り、
鎮火を待つ場所

○ 火事の危険がなくなった。

○ 家に被害がない

○ 家に戻る



× 家に被害があり生活できない。

避難所に避難(小・中学校)

家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった人たちがしばらく生活する場所



目次

1	避難所に関する基本的な考え方	1
2	避難所の目的	1
	【避難勧告と避難指示】	2
	【警戒区域】	2
	【災害情報】	2
3	災害時における市の体制	3
4	災害発生時の行動	5
5	避難所の開設	6
6	避難所運営組織の設置	7
	【各運営班の設置・例】	10
7	避難所内の施設利用区域設定	11
	【参考例】避難所に設けるべきスペース	12
	【参考例】避難所レイアウト図	14
	【避難所で提供する生活支援の主な内容】	15

資料

・	【参考例】「避難所でのルール」	20
・	避難者世帯別カード	21
・	災害情報	22
・	日頃の備え	23
	緊急医療連絡カード	25
	阪神・淡路大震災時における救助活動の教訓	27

1 避難所に関する基本的な考え方

避難所の開設は、原則的に行政、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設するものとします。

これまでの災害時における事例から、市職員がルールを決めた避難所では、住民と市職員の間でトラブルが多く見受けられましたが、避難者が自主的に運営委員会をつくり、協議の上でルールを決め、運営を進めた避難所では、トラブルが少なかったことが知られています。

このため、大規模な災害等により避難所における長期の生活が予想される場合は、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとして、避難者を中心とした「避難所運営連絡会」を設置し、自主的な運営を行い、行政や施設の担当者は、避難所の管理や運営の支援をするものとします。



「避難所運営連絡会」の設置

2 避難所の目的

避難所とは、市があらかじめ指定している避難施設で、災害による家屋の損壊、滅失等により避難を必要とする住民を臨時に収容することを目的とします。

東久留米市では、市内の小・中学校、高校の教育施設やスポーツセンター等を指定しています。

地震災害時は 24箇所

（二次避難所は16箇所）

風水害時は 15箇所

（平成25年10月現在、詳しくは、防災マップでご確認ください。）

普段からご家族の集合場所は、どこなのか。集合場所へ安全に行くための経路、危険な場所などを事前に確認しておきましょう！



【避難勧告と避難指示】

災害が発生、またはその恐れがある場合に、災害対策基本法等に基づき、市町村長が住民に対して避難を呼びかけるものです。

「避難勧告」・・・避難のための立ち退きを勧め又は促すものです。

「避難指示」・・・避難勧告よりも拘束力が強く、安全確保のため立ち退きを指示するものです。

※ 避難準備(災害時要援護者避難)情報

避難勧告よりも先に発令する情報です。この情報により避難行動に時間を要する災害時要援護者に避難行動の開始を促すものです。

【警戒区域】

災害が差し迫っていて、住民をどうしても避難させる必要がある場合、災害対策基本法等に基づき、市町村長は危険な地域を「警戒区域」に指定し、住民の立ち入りを禁止するものです。

【災害情報】

市では災害情報を市民の皆さんへ伝える手段として、音声による方法と、文字による方法の2種類を備えています。

★音声でのお知らせ

① 防災行政無線によるお知らせ

市役所に設置された震度計が「震度4以上」の地震を感知すると、無線設備が自動的に起動し、市内48カ所に設置してある防災行政無線から発生震度をお知らせします。



(※詳しくはP22参照)

② 電話で防災行政無線の放送の内容が聞けます。

電話番号「042-472-1117」へ電話をかけると24時間いつでも音声自動応答装置により、直近の防災行政無線の放送内容を聞くことができます。(3回線まで同時対応可能)

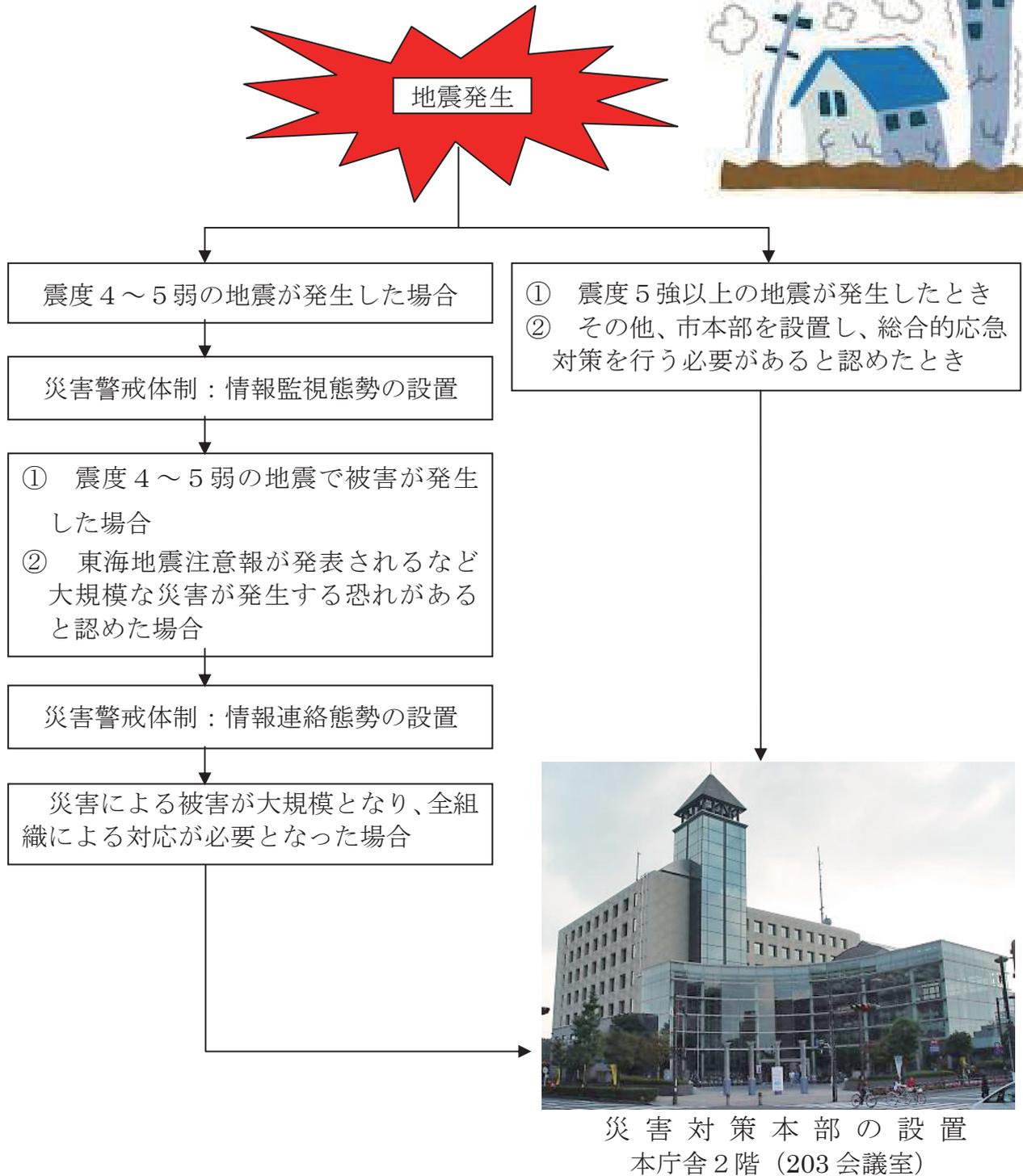
★文字でのお知らせ

「東久留米市防災メール・防災ツイッター」を利用し、災害情報についても配信しています。これは、携帯電話などのメール機能を利用したシステムで、電子データによる情報を提供するため、災害に関する情報を文字で知ることができます。

3 災害時における市の体制

大地震や台風などによる風水害等の災害が発生した場合、市民の安全を守るため、東久留米市では、下記の体制が組まれます。

○ 地震の場合



○ 風水害の場合



暴風、大雨または洪水警報が発令された場合、
または風水害の発生が予想される場合

※気象情報の発表基準
【大雨洪水注意報】
20mm以上/1時間雨量
【大雨洪水警報】
45mm以上/1時間雨量
【特別警報】
警報の基準をはるかに
超える危険性の高い雨量

水防連絡会の設置

- ① 暴風、大雨または洪水警報が発令され風水害が発生する恐れがある場合
- ② 落合川または黒目川などの河川に洪水が発生する恐れがある場合
- ③ 風水害の発生する恐れがあると認めた場合または風水害が発生した場合

水防本部の設置

風水害による被害が大規模となり、
全組織による対応が必要となった場合



災害対策本部の設置
本庁舎2階（203会議室）



4 災害発生時の行動

○ **地震発生!** 「グラッと来たら、落ち着いて、身の安全確保」

- ・大きな揺れを感じたら、まず身の安全の確保を最優先にする。
(家具の転倒、落下物、ガラスの破片等から身を保護する。)

○ **2～5分後** 「揺れがおさまったら」

- ・揺れが収まったら、火元を確認、出火していたら初期消火。
- ・家族の安全確認。靴を履く。
- ・避難のための出口の確保。



○ **5～10分後** 「火の始末の後」

- ・ラジオなどで正しい災害情報、避難情報を確認する。
- ・余震に注意する。
- ・子どもを迎えに行く。
(自宅を離れるときは、行き先を書いたメモを目立つ場所に残す。)
- ・出火防止
(ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。)



○ **10分～半日** 「消火・救出活動」

- ・隣近所の安否確認。
(一人暮らし等の災害時要援護者のいる家には積極的に声をかける。)



- ・隣近所の方と協力して、初期消火や救出救護活動をする。
- ・家屋倒壊等のおそれがある場合は避難する。

(むやみに建物の中に立ち入ると、二次被害にあう恐れがあります。余震などによる建物の倒壊や落下物、割れたガラスの散乱など、建物の中は「危険」な場合があります!)

- ・建物の倒壊や落下物、火災等からの安全確保を図るため、広い空間のある校庭や公園などの「いっとき避難場所」に避難してください。



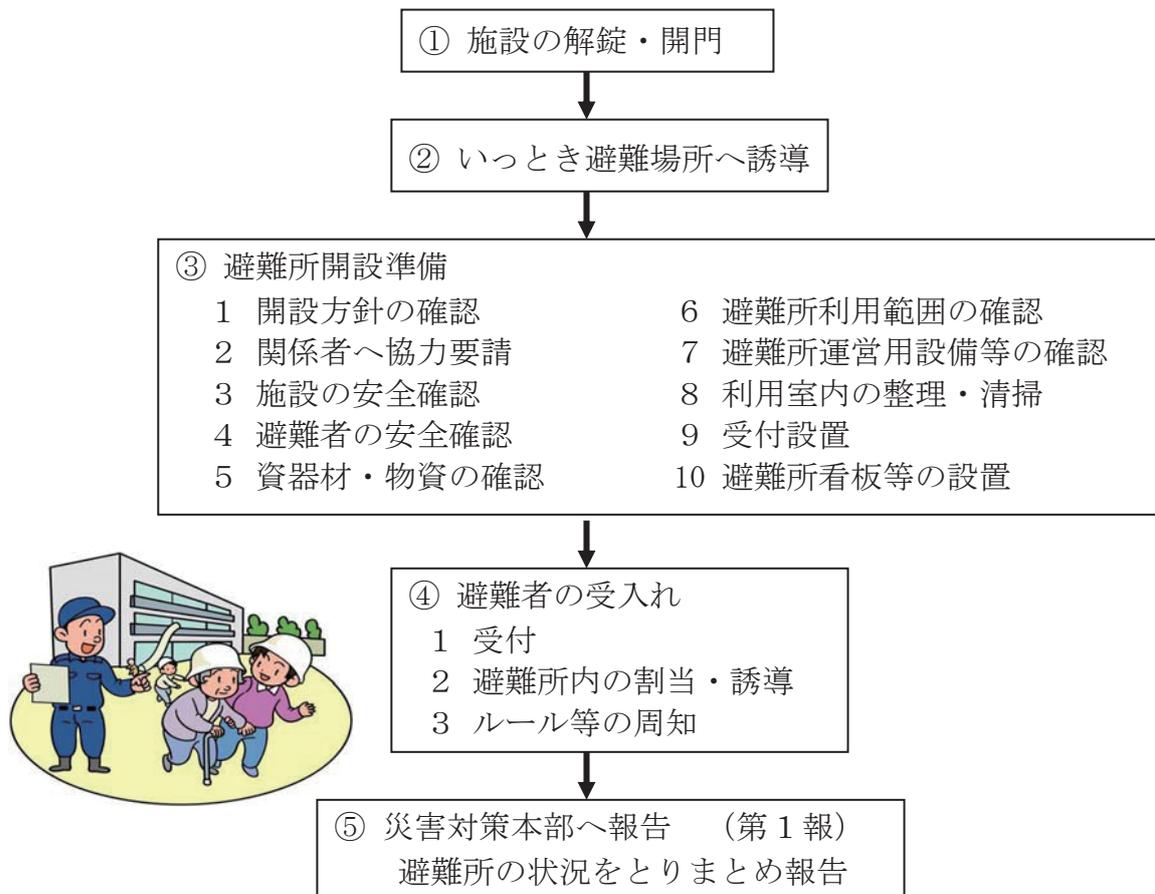
○ **避難後** 「避難所の開設・運営」

- ・家屋の倒壊や火災等の発生により家屋が居住に適さなくなった避難者や帰宅困難者のために避難所を開設します。

※付近一带に家屋の倒壊や火災などの心配もなく、ライフラインの停止等による被害も無く自宅での生活が可能な場合には、避難所の開設は行いません。

5 避難所の開設

避難所は市職員からなる「避難班」または「避難所初期活動班」の責任のもとに施設管理者の協力を得て避難所を開設します。



○ 避難所に受け入れる避難者は
次の3種類に大別されます。

- ① 避難所に避難してきた被災者(住民)
- ② 被災家屋に残る在宅被災者
- ③ 帰宅困難者など

を一時的な避難者として想定します。



(写真 新潟県中越沖地震長岡市の避難所)
避難所には幼児から高齢者の方に至るまで、様々な方が避難してきます。

【避難所の役割】

- ① 災害発生直後においては、人命の安全確保と安全な避難場所の提供を行います。
- ② 住居等に被害を受け、ライフライン等の機能低下により生活が困難な状況にある場合、生活支援を行います。さらにその後は生活する施設として重要な役割を果たします。

【基本方針】

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とします。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けることとします。

[避難上の留意事項]

- ・ 避難所には駐車場はありません。自動車による避難及び家財の持ち込みはできません。
- ・ 避難時の携行品は、貴重品、照明具、最小限必要な食料など応急必需品程度にとどめて下さい。火災等危険な状態が切迫した場合には、身体の安全を図るため荷物等は放棄するよう指導する場合があります。



6 避難所運営組織の設置

一箇所の避難所に派遣される市職員の人数は限られており、行政が避難者の意見を取り入れたきめ細やかな避難所運営まで行うことは、実際には困難となります。

これまでの災害時における事例から、市職員がルールを決めた避難所では住民と市職員の間でトラブルが多く見受けられましたが、避難者が自主的に運営組織をつくり、協議の上でルールを決め、運営を進めた避難所では、トラブルが少なかったことが知られています。このようなことから、避難所運営は、避難者による自主的な運営が望ましいと考えられます。

このことから市では、自主防災組織や地域の自治会などの地域住民の協力を得て、避難所運営組織「避難所運営連絡会」を各避難所に設置するよう努めます。

(1) 避難所運営連絡会の立ち上げ

避難所運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）の立ち上げは、できるだけ早く行います。また、初期段階では応急的な組織を立ち上げ、体制が整った時点で本格的な連絡会への移行も考慮します。

立ち上げ段階では必要に応じて市職員や、避難所の施設管理者に協力を求め運営連絡会の設置に努めます。

(2) 運営連絡会の組織

- ① 運営連絡会は自治会の役員、自主防災組織の代表、各運営班のリーダーや女性の代表などから構成するものとし、できるだけ速やかに設置します。
- ② 運営連絡会は、男女双方の視点に配慮した運営を効率的に行えるように、役職・班を決めるようにします。
- ③ 避難所に派遣される市職員は、運営には携わりませんが、本部と連携し、災害対策にあたります。施設の管理者も同様です。
- ④ 運営連絡会は、避難所内の意見・要望等を皆で共有できるよう、定期的に市職員、施設管理者を交えて会議を開催します。
- ⑤ 運営連絡会は、決定した内容について掲示板や館内放送により、避難者へ積極的に情報提供していく必要があります。
- ⑥ 運営連絡会スタッフは、腕章や名札などの目印をできるだけ身につけるようにします。
- ⑦ 運営連絡会には、事務局（班を編成）を置き、会議の準備や記録を作成します。

○ 班の編成及び代表者選出

班を編成することによって、給水・給食、日用品等の必要数の把握や配布、情報の収集・伝達等を組織的かつ円滑に行えるようにします。

ア 班の編成

班の編成にあたっては、日常の自治組織の活用など、できる限り組織的に機能するよう努めます。

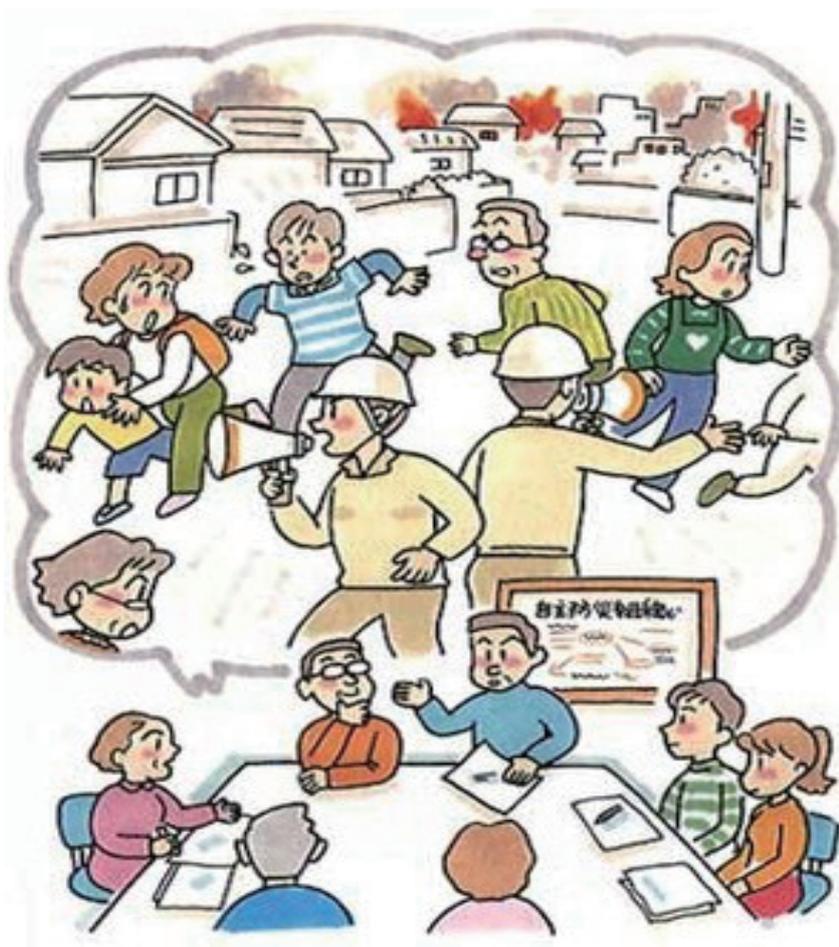
また、災害時要援護者の支援のため、自主防災組織や福祉関係者等の協力を得つつ、災害時要援護者対策班を設置するとともに、災害時要援護者用の窓口を設けて相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施するよう努めましょう。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するよう努めましょう。

イ 班の代表者に「班長」「副班長」を置く

避難所内でのトラブル発生を防止するには、それぞれの班に代表者を置くことが求められます。もし、当該代表者が避難所を出る際には、代わりの者を選出します。

《班長の役割》

- 1 避難班からの指示・伝達事項の周知
- 2 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- 3 物資の配布指示
- 4 災害時要援護者の措置に対する協力
- 5 施設の保安全管理に対する協力
- 6 各避難者の要望のとりまとめ
- 7 その他避難所の運営に必要な協力



【各運営班の設置・例】

運営連絡会は、避難者の公平性や班員の健康状態などを考慮し、適宜班員の交替を行うようにします。

- ①会長・副会長： 運営連絡会の運営総括
- ②総務班： 避難所の管理、ボランティアの受け入れ、市職員との連絡調整、運営連絡会事務局
- ③名簿班： 名簿の登録・管理
- ④食料班： 食料・飲料水等の管理・配給（炊き出し）
- ⑤物資班： 物資の管理・配給
- ⑥救護班： 救護、保育活動の支援
- ⑦衛生班： ゴミ、トイレ、掃除、衛生管理、生活水の管理
- ⑧災害時要援護者対策班： 災害時要援護者の支援
- ⑨連絡・広報班： 情報の収集、避難者への伝達、記録
- ⑩防犯防火班： 避難所のパトロール、防火管理などの安全対策

避難所運営連絡会組織図（例）	
本部	各班
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">会 長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">副会長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">各班長</div>	総務班 名簿班 食料班 物資班 救護班 衛生班 災害時要援護者対策班 連絡・広報班 防犯防火班

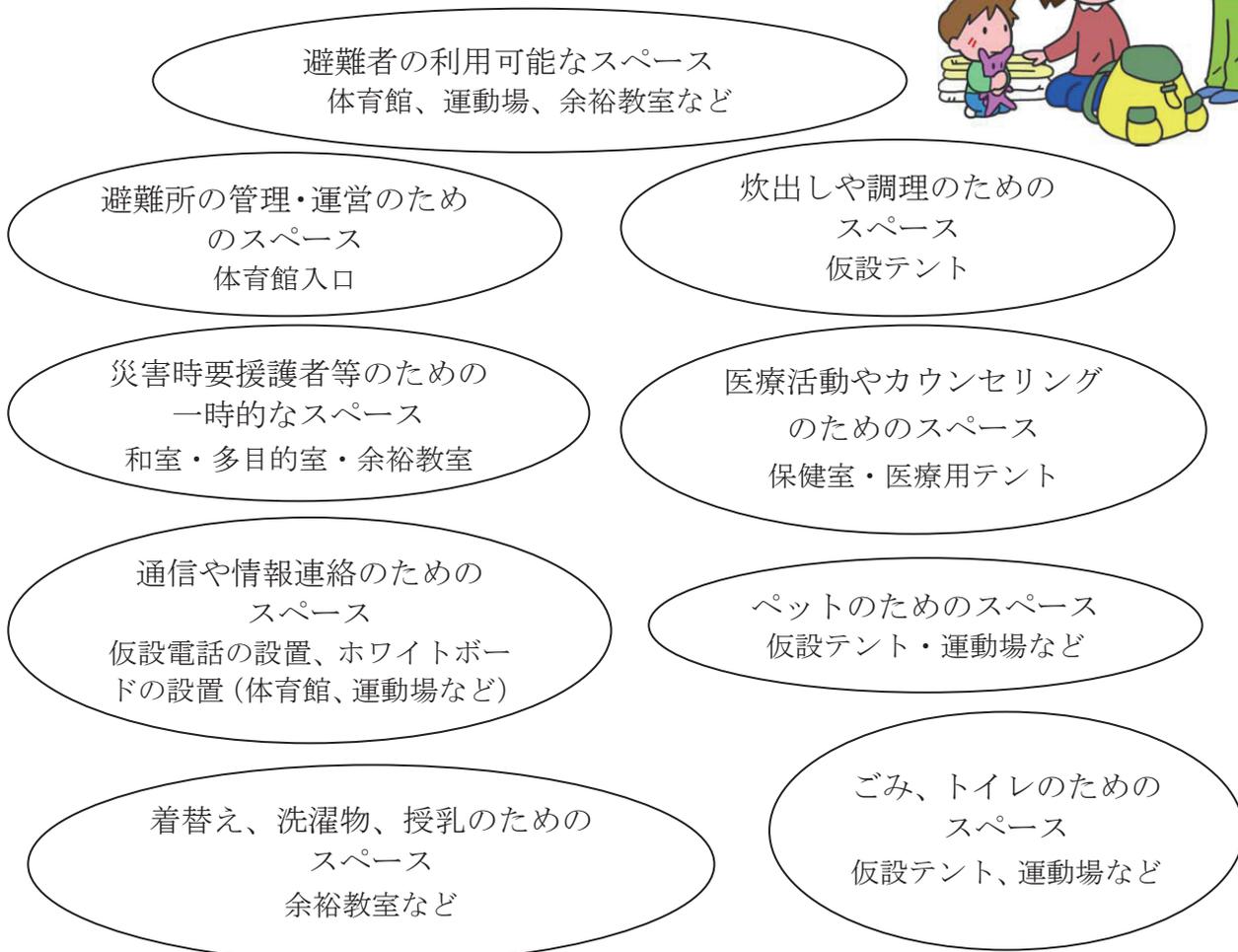


市職員 (避難所派遣)	避難所の施設管理者 (学校職員など)	ボランティア
----------------	-----------------------	--------



7 避難所内の施設利用区域設定

【避難所の施設利用（参考例）】（学校の場合）



- ① 施設そのものの管理運営区域と、避難所区域を分けるため、避難者立入禁止区域を設定する。
- ② 避難所運営組織使用区域、活動拠点・医療救護所等の設定をする。
- ③ 避難者区域の設定をする。
各区域がわかる平面図を作成する。



危険な箇所はテープ等で立入禁止とします。

※ 校長室、職員室、事務室については、
学校教育の早期再開の観点から避難者の利用スペースとしては使用しない。

注：保健室・調理室・放送室等については、原則として一般避難者の立ち入りを禁止する。
ただし、災害の状況に応じて運営連絡会と施設管理者とが協議の上、使用できるものとする。

- (1) 避難所として利用する範囲を、市職員及び避難施設の施設管理者と協議し、災害時における施設利用計画を策定します。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用範囲については、早期に学校再開が求められることから、小中学校の教室を避難所に充てることは好ましくないが、大規模災害時には、利用せざるを得ないと考えられる。その場合には、秩序を持って避難誘導と避難所の活用ができるよう、第二次、第三次の利用範囲・用途を定める。 ・ 災害時要援護者に対しては、学校の多目的教室などの既に冷暖房設備が整った部屋や小部屋（和室、多目的室など）、仕切られた小規模スペースを避難場所に充てることが望ましい。
--

- (2) 避難所を運営するために、就寝場所のほか、避難所運営・救援活動・避難生活等のために必要なスペースを避難所内外で順次確保するように努める。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所を運営するために、下表のようなスペースを確保する必要があるが、小規模施設にあつては、必ずしもすべてのスペースを確保する必要はなく、最寄りの避難所と共有することも考えられる。

【参考例】避難所に設けるべきスペース

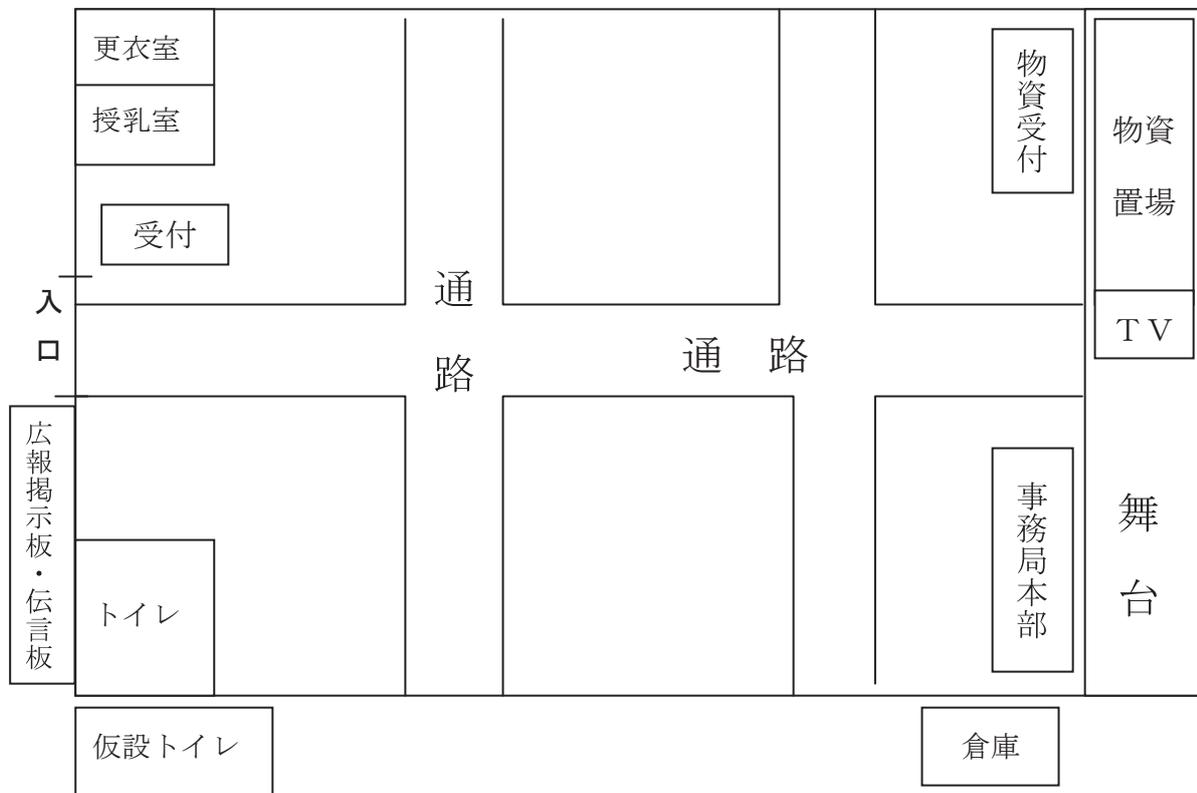
下記「○」は当初から設けること、「△」は独立させることが望ましいもの。

区 分	設 置 場 所 等
① 避難所運営用	
○ 避難者の受付所	・ 避難施設の玄関近くに設ける。
○ △ 事務室	・ 避難施設の玄関近くに、受付とともに設ける。 ・ 部屋を確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物品や個人情報（施錠できるロッカー等）で保管する。
○ 広報場所	・ 避難施設の玄関近くに、受付とともに設ける。 ・ 避難者や在宅被災者に東久留米市災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置する。
会議場所	・ 事務室や休憩所等において、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する。（専用スペースとする必要はない。）
仮眠所 (避難所運営者)	・ 事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保する。

② 救護活動用		
○	救護所	<ul style="list-style-type: none"> すべての避難所に行政機関等の救護所が設置されるとは限らないが、救護テントの設置や施設の医務室（保健室）を利用するなどして、応急の医療活動ができる空間を作る。
△	育児室	<ul style="list-style-type: none"> 就寝場所から離れた場所にできるだけ早く確保する。（乳幼児の泣き声など、両親や家族の心理的なプレッシャーを和らげるとともに周囲の避難者の安眠を確保する）
	物資等の保管場所	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資などを収納・管理する。 食料は、常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存はしない。
	物資等の配布場所	<ul style="list-style-type: none"> 物資や食料を配布する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は屋外にテントを張ることが考えられる。
	特設公衆電話の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 当初は、屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置する。 日が経過するにつれ、避難所内の就寝場所に声が聞こえないところに設ける。
③ 避難生活用		
○	更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 女性用更衣室は、授乳場所も兼ねることがあるため、速やかに個室を確保する。（又は仕切りを設ける。）
△	（兼授乳場所）	
△	相談室	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所（個室）を確保する。
	休憩所	<ul style="list-style-type: none"> 共用の多目的スペースとして設ける。当初は部屋でなくても、いすなどを置いたコーナーを作ることでよい。会議場所、娯楽場所などとしても活用する。
	調理場 （電気調理器具）	<ul style="list-style-type: none"> 電気が復旧してから、電気湯沸しポット、オーブントースター、電子レンジ等を設置するコーナーを設ける。（電気容量に注意が必要。）
	遊戯場、勉強場所	<ul style="list-style-type: none"> 昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は勉強の場として使用する。就寝場所から少し離れた場所に設置する。
④ 屋外		
	仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、就寝場所から壁伝いで行ける（高齢者や障がい者が行きやすい）場所とする。

ゴミ集積場	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が侵入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保する。
喫煙場所	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、屋外に設ける。ただし、学校など敷地内禁煙の施設については、喫煙スペースを設けない。
物資等の荷下ろし場	<ul style="list-style-type: none"> トラックが進入しやすい所に確保する。 屋内に広い物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
炊事・炊き出し場	<ul style="list-style-type: none"> 衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設備等を屋外に設置する。
仮設入浴場 洗濯・物干場	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、屋外でトラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や給水排水の確保ができる場所とする。
駐輪場・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可する。
ペット飼育場所	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、屋外に設ける。

【参考例】 避難所レイアウト図



【避難所で提供する生活支援の主な内容】

《安全・生活等》

(1) 安全の確保

避難所は、地震や風水害等による家屋の倒壊、河川の決壊のおそれがある場合、災害発生時において、迅速・確実に避難者を受け入れる安全な施設で、避難者の生命・身体の安全を守ることが、第一に優先されるべきものです。

(2) 水・食料・生活物資の提供

避難者に対し、飲料水や非常食、食材の供給、被服・寝具の提供等を行う機能です。原則として、ライフラインの復旧、流通経路の回復等に伴い必要性が減少します。

(3) 生活場所の提供

家屋の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、就寝や起居の場を提供する機能です。季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等生活環境の改善が必要となります。

《保健、医療、衛生》

(4) 健康の確保

避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する機能です。初期の緊急医療、巡回健康相談等が中心ですが、避難生活の長期化に伴い、心のケア等が重要になります。

(5) トイレなどの衛生的環境の提供

避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する機能であり、避難者の生活が続く限り継続して必要となります。

《情報、コミュニティ》

(6) 情報の提供・交換・収集

避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行え、また、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、行政等外部へ発信する機能です。時間の経過とともに必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要があります。

(7) コミュニティの維持・形成

避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する機能です。この機能は、避難生活の長期化とともに重要性が高まります。

(8) 留意事項

食料提供等の救援対策を実施するに当たっては、避難所内外にかかわらず、救援を必要とする被災者に同様に対応します。「避難所にいなければ損をする」状況とならないよう、市は、被災者が自宅にいても必要な支援が受けられる体制を整えます。

- ① 前記の機能のうち、(2)水・食料・生活物資の提供、(4)健康の確保、(5)トイレなどの衛生的環境の提供、(6)情報の提供・交換・収集といった各機能は、避難所で生活している避難者だけでなく、在宅の被災者についても、必要に応じて公平にサービスが受けられるようにすることが必要です。
- ② 災害発生直後の混乱時においては、運営管理体制が整わず、避難所の機能を完全に発揮することが困難な場合が生じることから、時間の経過に応じて優先されるべき機能について重点化を図ることも重要です。

時系列では、初期においては(1)の安全の確保を第一に、(4)の緊急医療等による健康の確保、(2)の水・食料等の提供及び(6)の初動期の情報の提供・交換等が最優先されるべき機能であり、それに続いて他の機能が必要となってきます。その後、ライフラインの復旧や避難者の住居の確保等に伴い、各機能の必要性は減少し、避難所を撤収することになります。
- ③ 避難所が長期にわたり開設されるときに、避難所での各サービスが単に仮住まいの場を提供するという機能ではなく、生活再建・復興への支援として機能するよう留意する必要があります。

また、大規模災害時の避難所運営において重要なことは、避難者が単にサービスの受け手ではなく、災害弱者を支えながら、お互いに助け合い、避難所運営に参加することによって初めて、避難所の機能を発揮することができます。

資 料



【参考例】 「避難所でのルール」

東久留米市災害対策本部

この避難所のルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市職員、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を組織します。
 - ・運営連絡会は、毎日午前.....時と午後.....時に定例会議を行うことにします。
 - ・運営連絡会の運営組織として、会長、副会長、総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、災害時要援護者対策班、連絡・広報班、防犯防火班の各活動班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃をめどに閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - ・避難所を退所するときは、必ず名簿班に転出先をお伝えください。
 - ・ペット類は室内に入れることはできません。迷惑にならないよう指定された飼育場所へ移動し、飼育を願います。
- 5 校長室、職員室、保健室、調理室、放送室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋などには、避難できません。
 - ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
 - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは配布しません。
 - ・食料・物資は、避難者の班ごとに配布します。
 - ・特別な事情がある場合は、運営連絡会の理解と協力を得てから配給します。
 - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ・ミルク・おむつなど特別な要望は、.....室で対処します。
- 7 消灯は、夜.....時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などは消灯します。
 - ・職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
- 8 放送は、夜.....時で終了します。
- 9 電話は、午前.....時から午後.....時まで、受信のみを行います。
 - ・放送により呼出しを行い、伝言を行います。（または、電話の呼出しは行わず、放送および掲示板により、伝言のみ伝えます。）
 - ・公衆電話は、緊急用とします。
- 10 トイレの清掃は、朝.....時、午後.....時、午後.....時に、避難者が交代で行うことにします。
 - ・清掃時間は、放送を行います。
 - ・水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 11 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は原則禁止とします。
- 12 飲酒は原則禁止とします。

避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加してください。

（上記を参考に避難所ごとに定めてください。）

No. _____
 平成 年 月 日

避難者世帯別カード

(避難所名:)

(受理者:)

住所					
連絡先	※電話番号・携帯電話番号等				
フリガナ 氏 名	続柄	性別	年齢	要配慮者の 有・無	特記事項
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否				可 ・ 否	
(備考) ※援助の必要(手話通訳・要約筆記者・補装具・アレルギー食・医療等)や、注意してほしい点などがあったら記入してください。					

※内容に変更が出た場合や、退所する場合は、市の担当者に必ず連絡してください。

東久留米市の防災行政無線放送の内容が 電話等で確認できるようになりました

市では、防災行政無線の放送（市内のスピーカー放送）の内容について、電話による音声自動応答システム、メール配信サービス及びツイッターによる情報発信の3つの手段により、情報提供をするサービスを開始しました。

いずれも情報提供料は無料ですが、電話料金やメール受信にかかる費用等は利用者の負担となります。

なお、メール配信サービス及びツイッターによる情報発信については、必要に応じ災害時等緊急時の情報発信にも活用する予定です。

使用方法等

電話による音声自動応答システム	472-1117へ電話をかけると、自動音声で24時間いつでも放送内容が流れます。
メール配信サービス (登録方法1または登録方法2のどちらかで登録できます。)	<p><u>登録方法1</u></p>  ←このQRコードのメールアドレスか、p-higashikurume_b@w.bme.jp宛に空メール(タイトルや本文は記入不要)を送れば、登録案内のメールが届けられます。 <p><u>登録方法2</u></p> <p>インターネットで https://w.bme.jp/bm/p/f/xf.php?id=higashikurume_b にアクセスし、メールアドレスを登録します。 ※迷惑メールの設定をしている場合は、@city.higashikurume.lg.jpからのメールを受信できるように設定をしてください。</p>
ツイッターによる情報発信	インターネットで http://twitter.com/higashikurume_b にアクセスすれば情報を確認できます。

※夕焼けチャイム等、緊急性が低い定時放送は除きます。また、内容の更新は原則として開庁時間内となります。

☆メール配信サービスについて☆

○セキュリティの為に、SSL と呼ばれる暗号通信技術を使用しています。一部旧型の携帯電話ではこの技術に対応していない場合があります。

○お送りするメールは送信専用ですので、返信はできません。



問い合わせ先
東久留米市 市民部防災防犯課
電話 042-470-7769

日頃の備え

今できることを考えましょう

○ 起きてからでは、間に合いません

災害が発生すると、自分の周りの生活状況が一変します。災害が起きてからでは、間に合いません。日頃から自分自身や家族を守る意識を高め十分な準備が必要です。

○ 暮らしの中の備え

室内でケガをしないために、家具家電類の転倒・移動防止、照明器具の落下防止用に固定金具の取り付けや、足を傷つけないために、あらかじめ靴の用意やガラスの飛散防止のための透明フィルムを張るなど、暮らしの中の備えをしておきましょう。

○ 最低三日分の生活の備え

救助体制が整うまでの最低三日間は、自力で生活できるように準備を心がけましょう。食料・水の備蓄を用意しておきましょう。

○ 非常持出品の用意「いざ避難！」というときの備え

非常持出品を用意し、ひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておきましょう。非常持出品の中には、かかりつけ医療機関や主治医の連絡先、日頃服用している薬を明記したメモを入れた「緊急医療情報キット」なども準備しておきましょう。

○ 身分証の携帯

災害時に身元が判るように、運転免許証、障害者手帳、母子健康手帳などの身分証を携帯しましょう。

○ 家族やご近所、身近な方々との話し合い

市や自治会・町内会、マンション等の防災訓練には積極的に参加して、自分のことを知ってもらいましょう。

市や自治会、町内会で決められた避難所、避難経路、連絡方法等を日頃から家族と話し合い、家族全員の安否確認の方法や連絡先を決めておきましょう。うわさやデマに惑わされず、正しく信用のおける情報を手に入れましょう。

○ その他

一般的な防災グッズのほか、各自、日常生活に必要なもの（杖・眼鏡・オムツ・哺乳ビン等）を必ず用意しておきましょう。緊急時の医療体制について、病院や主治医と相談しておきましょう。

○「緊急医療情報キット」について

かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器「緊急医療情報キット」を冷蔵庫に保管しておくこと、支援者や東京消防庁との協力により、その情報が災害などの非常時における緊急医療に生かされます。

緊急医療 情報キット

EMERGENCY 非常時 비상시

東久留米市

災害時要援護者の
安全と安心を確保する



○ 緊急医療情報キットとは？

災害などの緊急時における災害時要援護者の方（一人暮らしの高齢者や障がい者などの方）の安全と安心の取り組みとして各ご家庭に備えて頂き、避難する際に支援者等が持ち出すことにより、医療情報などから意識のない場合でも、迅速かつ適切な救急活動や健康管理などの支援を行うことを目的にしたものです。また、緊急連絡先を把握できることで親族などからいち早い協力を得られることを目的としたものです。

○ 保管場所(なぜ冷蔵庫なのか?)

冷蔵庫はどの家庭にもあり、通常は台所に置いてあります。駆け付けた支援者あるいは救急隊員がすぐに探し出すことができます。
(※地震時に倒れないように冷蔵庫の転倒防止をして下さい。)

○ 緊急医療情報キットの内容(キットに入れて置くもの)

- ・ 緊急医療連絡カード
- ・ 健康保険証の写し
- ・ 診察券の写し
- ・ お薬手帳の写し
- ・ 本人の写真

などを一緒に入れておきましょう！

(いつも最新のものに取り替えて置きましょう！)

緊急医療連絡カード

(医療情報記録用紙)

平成 年 月 日作成

ふりがな		血液型	
本人氏名		型Rh()・不明	
生年 月日	(明・大・昭・平) 年 月 日	性別	男・女
住所	東久留米市 丁目 番 号	電話	()
緊急連絡先	氏名	続柄	住所
			電話
			自宅携帯
			自宅携帯
			自宅携帯
かかりつけ病院名	病院名・科目・担当医		所在地
			電話
特記事項 (アレルギーなどの持病)			
その他(伝言など)			

一緒に保管しておくもの

健康保険証の写し、 診察券の写し、 お薬手帳の写し、 顔写真(本人確認)

記入方法・注意事項（緊急医療連絡カード）

《ご本人情報について》

【生年月日】：該当する年号を○で囲み、年月日を記入してください。

【血液型】：わからない場合は「不明」を○で囲んでください。

《緊急連絡先について》

4人以上いる場合は、ご自身の状況を把握している方を優先して記入してください。

緊急連絡先氏名は、ご家族以外の方でも構いません。

連絡先は、自宅と携帯の連絡電話番号を記入してください。

《病院情報について》

【かかりつけ病院名欄】：正確に間違いのないよう記入してください。

・病院名は、身体状況をよく把握している病院を優先して記入してください。

・持病・服薬内容は、薬剤情報提供書の写し・お薬手帳の写し・薬袋などを入れることで代えてください。

【特記事項】：特定の病院でしか対応できない特殊な病気がある場合など、病院との決めごとがあれば記入してください。

《その他欄について》（記入例）

- ・ 支援者または救急隊員に注意して欲しいこと（搬送時など）
- ・ 緊急連絡先について補足事項（夜間に電話をかけられるのは誰か、など）
- ・ その他緊急時に役立つと思われること

※ 救急情報に変更があったときには、必ず内容を書き換えてください。

（作成した日付を左上の欄に記入してください。）

※ このシートは、

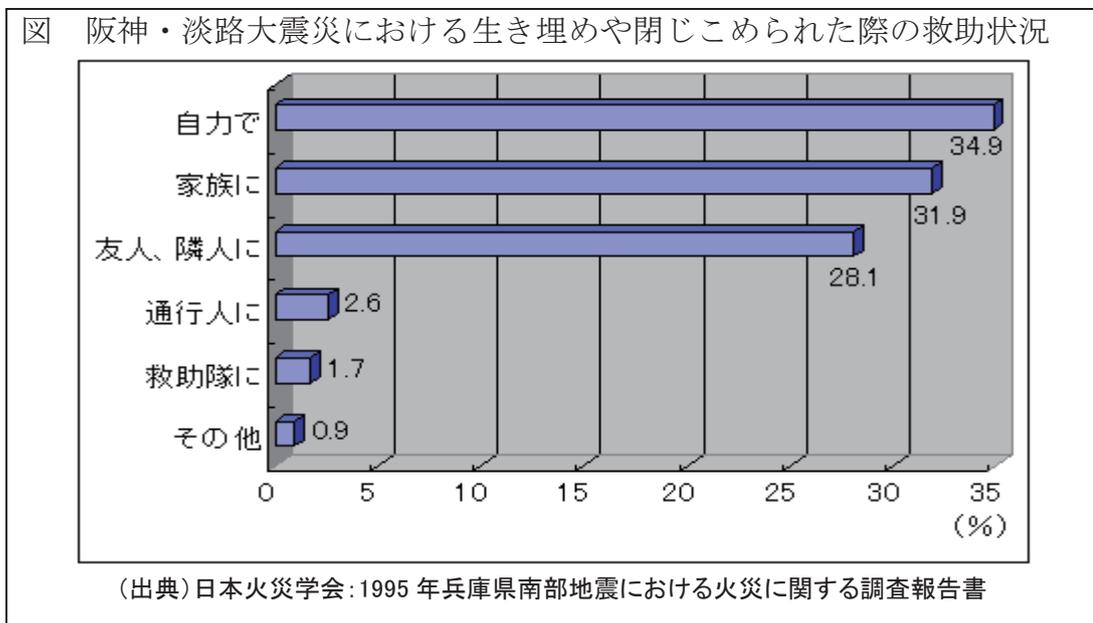
健康保険証の写し、診察券の写し、お薬手帳の写し、顔写真（本人確認のため）と一緒に容器等に入れて保管ください。

○ 阪神・淡路大震災時における救助活動の教訓

阪神・淡路大震災時の生き埋め者等がどの様に救助されたかの活動の状況をまとめたデータがあります。

阪神・淡路大震災では、救出された人たちの多くが、近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されています。

自力で逃げ出したが 34.9%、家族に救助されたが 31.9%、友人・隣人に救助されたが 28.1%、救助隊に救助されたのは全体の 1.7%でありました。



このことは、大規模地震発生直後の、消防等行政機関の救助活動には、道路渋滞、道路閉鎖、同時多発の出動要請対応等の理由により限界があり、個々の全ての救難要請に適宜に対応することは非常に困難で、大部分は救援要請しても即座には応じられない場合があることを示しています。

また、東日本大震災からの教訓から、防災対策に万全を期すことはもとより、災害に強い東久留米市を実現していく必要があります。

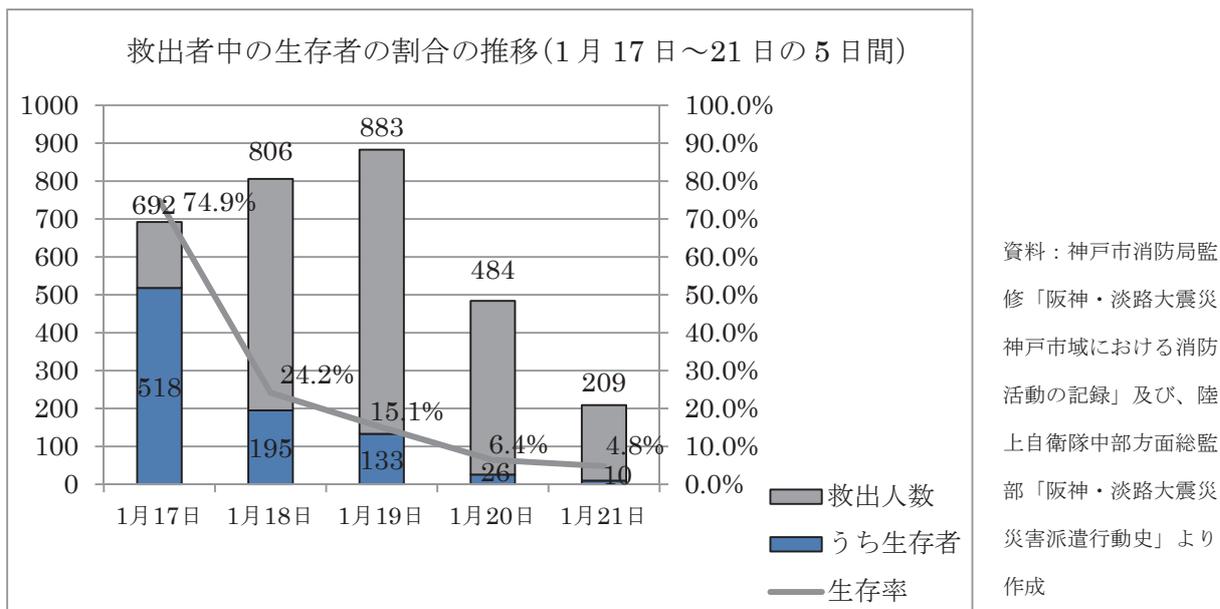
人間はひとりだけでなく、地域の連帯という支えが力となることも再認識されました。首都直下地震への備えとして、一人ひとりが自らを守る「自助」、近くにいる人同士が助けあう「共助」が、何より大切です。

東久留米市では、災害に強いまちづくりに向け、共助の仕組みとして「自主防災組織育成事業」を推進しています。

○ 早く助けるほど高い生存率

救出者のうち生存者の占める割合について日を追って見ると、早く助けるほど生存の確率は高かったことがわかります。

被災当日の1月17日は、救出者の4人に3人は生存していたが、翌18日では、救出者のうち生存していた人は4人に1人に減少しています。



倒壊家屋の下敷きになったままで焼死された方も、早く救出できれば助かったかもしれないことが悔やまれますが、神戸市の市民アンケートによると、回答者のうち20.6%が地震後1～2時間に救出・救助活動に携わったと答えています。

特に30～50歳代の男性は、実に3人に1人が救出活動に従事されていました。神戸市消防局が行った市民行動調査でも、近隣での救出活動を見た人の60.5%が「近所の者」の活躍を目撃しています。

こうした一般市民の救出活動によって助けられた人々は、数千人にも及ぶのではないかとされています。

出典：『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』（ぎょうせい、1996年）

東久留米市避難所運営マニュアル

平成25年12月発行

東久留米市市民部防災防犯課